

[091 介護予防特定施設入居者生活介護・092 特定施設入居者生活介護]

あらかじめ調査票に印字されている項目に変更や誤りがある場合は、訂正してください。

		記入者名 () 電話番号 (- -)																																																																																																																																																																																																																												
(7)事業所の形態	該当する番号を1つ○で囲んでください。 1 有料老人ホーム 2 軽費老人ホーム 3 養護老人ホーム 4 サービス付き高齢者向け住宅 (4に該当するものを除く)																																																																																																																																																																																																																													
(8)サービスの提供状況	現在、指定を受けて活動中のサービスについて、利用者の有無にかかわらず、提供体制(定員)を記入してください。「9月中」の利用者がいた場合は「1 あり」を○で囲み、「9月末日」の利用者数を記入してください。「9月中」の利用者がいない場合には、「2 なし」を○で囲んでください。																																																																																																																																																																																																																													
	生活介護 介護サービス情報公表システム(令和6年5月15日時点公表)の利用者数が印字されています(令和5年10月2日以降に更新された情報に限ります)。	定員 ※介護と介護予防を一体的に行っている場合は、同一の定員を記入してください。	9月中の利用者 1 あり → 2 なし	9月末日の利用者数 人	要支援1 人	要支援2 人	要支援認定申請中 人																																																																																																																																																																																																																							
(9)人員配置区分の状況	1 一般型 2 外部サービス利用型 「2 外部サービス利用型」を選択された場合は、利用しているサービスについてあてはまる番号を全て○で囲んでください。																																																																																																																																																																																																																													
	1 訪問介護・総合事業の訪問型サービス 4 (介護予防)福祉用具貸与 2 (介護予防)訪問看護 5 (介護予防)その他 3 通所介護・総合事業の通所型サービス																																																																																																																																																																																																																													
(10)介護専用型・混合型の区分	1 専用型 2 混合型 「専用型」とは、特定施設のうち入居者が要介護者(要介護1~5)とその配偶者などに限られるものをいいます。「混合型」とは、それ以外の特定施設をいいます。																																																																																																																																																																																																																													
(11)従事者数	記入上の注意 ■雇用形態にかかわらず(派遣職員を含む)、事業所が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)の全てを勤務する場合は「常勤」、勤務しない場合は「非常勤」となります。 ■「介護予防特定施設入居者生活介護」と「特定施設入居者生活介護」を一体的に行っている場合は、「兼務」ではありません。 ■「常勤」の「兼務」には、「常勤」の「専従」分は含めません。 ■「常勤」の「兼務」と、「非常勤」では、「換算数」も計上します。 「換算数」の計算方法(詳細は記入の手引きを参照) $\text{換算数} = \frac{\text{従事者の1週間の勤務延時間数(残業は除く)}}{\text{当該事業所において常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間数(所定労働時間)}}$ ※32時間を下回る場合は32時間とする 小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位まで計上する。計算結果が0.1に満たない場合は、「0」と計上する。 ■あらかじめ印字されていない職種でも、調査日時点で従事者がいる場合は、従事者数・換算数を記入してください。																																																																																																																																																																																																																													
	介護サービス情報公表システム(令和6年5月15日時点公表)の従事者数が印字されています(令和5年10月2日以降に更新された情報に限ります)。	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">常勤</th> <th colspan="2">非常勤</th> <th colspan="3">常勤</th> <th colspan="2">非常勤</th> </tr> <tr> <th>専従(人)</th> <th>兼務(専従分除く)(人)</th> <th>換算数(人)</th> <th>(人)</th> <th>換算数(人)</th> <th>専従(人)</th> <th>兼務(専従分除く)(人)</th> <th>換算数(人)</th> <th>(人)</th> <th>換算数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 介護職員</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>1のうち介護福祉士</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>うち、勤続10年以上(※)の者</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>2 生活相談員</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>2のうち社会福祉士</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>3 看護師</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>4 准看護師</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>5 計画作成担当者</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>6 機能訓練指導員</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>(1)6のうち理学療法士</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>(2)6のうち作業療法士</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>(3)6のうち言語聴覚士</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>(4)6のうち看護師(3の兼務分除く)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>(5)6のうち准看護師(4の兼務分除く)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>(6)6のうち柔道整復師</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>(7)6のうちあん摩マッサージ指圧師</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>(8)6のうちはり師・きゅう師</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>7 その他の職員(管理者含む)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>				常勤			非常勤		常勤			非常勤		専従(人)	兼務(専従分除く)(人)	換算数(人)	(人)	換算数(人)	専従(人)	兼務(専従分除く)(人)	換算数(人)	(人)	換算数(人)	1 介護職員											1のうち介護福祉士											うち、勤続10年以上(※)の者											2 生活相談員											2のうち社会福祉士											3 看護師											4 准看護師											5 計画作成担当者											6 機能訓練指導員											(1)6のうち理学療法士											(2)6のうち作業療法士											(3)6のうち言語聴覚士											(4)6のうち看護師(3の兼務分除く)											(5)6のうち准看護師(4の兼務分除く)											(6)6のうち柔道整復師											(7)6のうちあん摩マッサージ指圧師											(8)6のうちはり師・きゅう師											7 その他の職員(管理者含む)									
	常勤			非常勤		常勤			非常勤																																																																																																																																																																																																																					
	専従(人)	兼務(専従分除く)(人)	換算数(人)	(人)	換算数(人)	専従(人)	兼務(専従分除く)(人)	換算数(人)	(人)	換算数(人)																																																																																																																																																																																																																				
1 介護職員																																																																																																																																																																																																																														
1のうち介護福祉士																																																																																																																																																																																																																														
うち、勤続10年以上(※)の者																																																																																																																																																																																																																														
2 生活相談員																																																																																																																																																																																																																														
2のうち社会福祉士																																																																																																																																																																																																																														
3 看護師																																																																																																																																																																																																																														
4 准看護師																																																																																																																																																																																																																														
5 計画作成担当者																																																																																																																																																																																																																														
6 機能訓練指導員																																																																																																																																																																																																																														
(1)6のうち理学療法士																																																																																																																																																																																																																														
(2)6のうち作業療法士																																																																																																																																																																																																																														
(3)6のうち言語聴覚士																																																																																																																																																																																																																														
(4)6のうち看護師(3の兼務分除く)																																																																																																																																																																																																																														
(5)6のうち准看護師(4の兼務分除く)																																																																																																																																																																																																																														
(6)6のうち柔道整復師																																																																																																																																																																																																																														
(7)6のうちあん摩マッサージ指圧師																																																																																																																																																																																																																														
(8)6のうちはり師・きゅう師																																																																																																																																																																																																																														
7 その他の職員(管理者含む)																																																																																																																																																																																																																														

[091 介護予防特定施設入居者生活介護・092 特定施設入居者生活介護]については以上です。他のサービスを提供している場合は、1ページに戻り、該当ページにご記入ください。